

参 考 資 料

- 1 第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）策定経過
- 2 徳島県少子化対応県民会議委員名簿
- 3 少子化対策の経緯
- 4 徳島はぐくみ子育て憲章
- 5 徳島県子どものはぐくみ条例

第2期 徳島はぐくみプラン(後期計画)策定経過

| | |
|---|--|
| 平成30年 | |
| <p>7月30日</p> <p>8月17日</p> <p>8月29日</p> | <p><input type="checkbox"/> 「とくしま子育て支援策検討会議（第1回）」開催</p> <p><input type="checkbox"/> 「とくしま子育て支援策検討会議（第2回）」開催</p> <p><input type="checkbox"/> 「とくしま子育て支援策検討会議（第3回）」開催</p> <p>・県が取り組むべき子育て支援策について意見交換</p> |
| 令和元年 | |
| <p>5月 3日 ～31日</p> <p>6月13日 ～26日</p> <p>6月28日</p> <p>11月14日</p> <p>12月17日 ～1月15日</p> | <p><input type="checkbox"/> 「結婚・子育てに関するアンケート調査（2019）」を実施</p> <p><input type="checkbox"/> e-モニターアンケートを実施</p> <p><input type="checkbox"/> 令和元年度 第1回「徳島県少子化対応県民会議」開催</p> <p>・少子化の現状について報告</p> <p>・第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）の方向性について意見交換</p> <p><input type="checkbox"/> 令和元年度 第2回「徳島県少子化対応県民会議」開催</p> <p>・第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）素案について意見交換</p> <p><input type="checkbox"/> オープンとくしま・パブリックコメントを実施</p> |
| 令和2年 | |
| <p>1月24日</p> | <p><input type="checkbox"/> 令和元年度 第3回「徳島県少子化対応県民会議」開催</p> <p>・パブリックコメントの実施結果につき報告</p> <p>・第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）案について意見交換</p> |

徳島県少子化対応県民会議 委員

| 氏名 | 構成団体等 | 役職 | 県民会議 役職 |
|--------|----------------------|------------------------|------------|
| 青野 透 | 徳島文理大学 | 総合政策学部長 | 会長 |
| 兼松 文子 | 公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 | 常務理事 | 副会長 |
| 秋成 ふみよ | 一般財団法人徳島県婦人団体連合会 | 副会長 | |
| 井口 順子 | 公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク | 次世代支援事業部 | |
| 泉 富士夫 | 徳島県PTA連合会 | 会長 | |
| 井原 福江 | 徳島県民生委員児童委員協議会 | 理事 | |
| 柏原 政志 | 徳島県市長会(徳島市) | 子ども企画課主事 | |
| 片山 和義 | 徳島県児童養護施設協議会 | 会長 | |
| 門田 誠 | 一般社団法人徳島新聞社 | 編集局政経部長 兼論説委員 | |
| 小角 広 | 徳島地方法務局 | 人権擁護課係員 | |
| 小濱 正子 | 徳島県保育事業連合会 | 副会長 | |
| 坂賀 早織 | 公募委員 | | |
| 佐藤 絹子 | 徳島県子ども会連合会 | 会長 | |
| 佐野 崇之 | 公募委員 | | |
| 田中 京子 | 徳島県里親会 | 会長 | |
| 田山 正伸 | 徳島県小児科医会 | 会長 | |
| 津森 美紀 | 徳島労働局 | 雇用環境・均等室長 | |
| 中岡 泰子 | 四国大学 | 教授 | |
| 橋本 公子 | 一般社団法人徳島県助産師会 | 監事 | |
| 林 紀子 | 徳島県商工会議所連合会 | 女性会連合会理事 | |
| 林 美保 | 徳島県学童保育連絡協議会 | 運営委員 | |
| 春名 充 | 徳島県産婦人科医会 | 会長 | |
| 森 エミコ | とくしま子育てひろば連絡協議会 | 理事 | |
| 森本 聖生 | 徳島県町村会(神山町) | 健康福祉課主事 | |
| 湯浅 雅人 | 四国放送株式会社 | 常務取締役営業編成局長 兼報道制作局長 | |
| 吉田 貴史 | 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 | 福祉人材センター所長 | |

少 子 化 対 策 の 経 緯

| 年 | 徳島県の取組み | 国の取組み |
|---------|---|---|
| 平成 5 年 | <input type="checkbox"/> 「徳島県児童環境づくり推進協議会」を設置（9月） | |
| 平成 6 年 | <input type="checkbox"/> 「徳島県の児童環境づくり提言書」がまとまる（3月） | <input type="checkbox"/> 「エンゼルプラン」 <input type="checkbox"/> 「緊急保育対策等5カ年事業」（12月） |
| 平成 8 年 | <input type="checkbox"/> 徳島県子育て支援計画「とくしまこども未来21プラン」を策定（3月） <input type="checkbox"/> 「とくしま子ども未来21子育て支援事業」を創設（4月） | |
| 平成 9 年 | <input type="checkbox"/> 徳島県長寿社会対策推進会議に「子育て支援部会」を設置（4月） | |
| 平成 11 年 | | <input type="checkbox"/> 「少子化対策推進基本方針」 <input type="checkbox"/> 「新エンゼルプラン」（12月） |
| 平成 12 年 | <input type="checkbox"/> 「徳島県少子化社会対策推進会議」を設置（6月） <input type="checkbox"/> 「徳島県少子化対応県民会議」を設置（6月） | |
| 平成 13 年 | <input type="checkbox"/> 徳島県少子化対策計画「とくしまこども未来21プラン」を策定（3月） | |
| 平成 15 年 | | <input type="checkbox"/> 「少子化社会対策基本法」 <input type="checkbox"/> 「次世代育成支援対策推進法」（7月） |
| 平成 16 年 | | <input type="checkbox"/> 「少子化社会対策大綱」策定（6月） <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て応援プラン」（12月） |
| 平成 17 年 | <input type="checkbox"/> 徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定（3月） | |
| 平成 18 年 | <input type="checkbox"/> 「徳島はぐくみ子育て憲章」を制定（3月） <input type="checkbox"/> 平成18年度を「少子化対策元年」と位置づける <input type="checkbox"/> 徳島県子育て総合支援センター「みらい」の開設（11月） <input type="checkbox"/> 「徳島県少子化対応県民会議」が「急速な合計特殊出生率の低下の原因分析とその対応策について」提言（11月） | <input type="checkbox"/> 新しい少子化対策について（6月） |
| 平成 19 年 | <input type="checkbox"/> 県民会議からの提言を受け、緊急少子化対策事業開始（4月～） <input type="checkbox"/> 「少子化対策推進企画員室」を設置（5月） <input type="checkbox"/> 社会保障審議会・少子化対策特別部会委員に知事が就任（5月） | <input type="checkbox"/> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章制定（12月） <input type="checkbox"/> 「仕事と生活の調査推進のための行動指針」制定（12月） <input type="checkbox"/> 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」制定（12月） |
| 平成 20 年 | <input type="checkbox"/> 社会保障国民会議「持続可能な社会の構築分科会」の構成員として、知事が指名される（2月） | <input type="checkbox"/> 「新待機児童ゼロ作戦」（2月） <input type="checkbox"/> 「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」制定（7月） <input type="checkbox"/> 社会保障国民会議最終報告（11月） <input type="checkbox"/> 児童福祉法改正（12月） |

| 年 | 徳島県の取組み | 国の取組み |
|---------|---|--|
| 平成 22 年 | □徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン（後期計画）」を策定（3月） | □「子ども・子育てビジョン」策定（第2次大綱）（1月） |
| 平成 24 年 | □「徳島若者交流の日」制定（9月） | □「子ども・子育て関連3法」成立（8月） |
| 平成 25 年 | □「徳島県子どもはぐくみ条例」施行（3月） □「子育て同盟」発足（4月） | □「待機児童解消加速化プラン」策定（4月） |
| 平成 26 年 | □「次世代人材育成統括本部」設置（4月） □全国知事会が「少子化非常事態宣言」採択（7月） □「四国少子化対策会議」発足（9月） □「徳島県少子化対策緊急強化基金」創設（10月） | □「放課後子ども総合プラン」策定（7月） □「子供の貧困対策に関する大綱」策定（8月） □「まち・ひと・しごと創生法」施行（11月） □「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」策定（12月） □「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定（12月） |
| 平成 27 年 | □徳島県次世代育成支援行動計画「第2期 徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定（3月） □「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定（3月） □「子育て同盟」を「日本創生のための将来世代応援知事同盟」に改組（4月） | □「保育士確保プラン」策定（1月） □「第3次少子化社会対策大綱」策定（3月） □子ども・子育て支援新制度本格施行（4月） |
| 平成 28 年 | | □「ニッポン一億総活躍プラン」策定（6月） |
| 平成 29 年 | □「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in とくしま」を開催し「とくしま声明」を採択。 | □「子育て安心プラン」策定（6月） □「新しい経済政策パッケージ」閣議決定（12月） |
| 平成 30 年 | □「とくしま子育て支援策検討会議」を開催（7, 8月） | □「新・放課後子ども総合プラン」策定（9月） |
| 令和元年 | □「四国少子化対策会議」を「四国少子化対策推進委員会」に改組（4月） | □「幼児教育・保育の無償化」開始（10月） □「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年度版）」策定（12月） □「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定（12月） |
| 令和 2 年 | □徳島県次世代育成支援行動計画「第2期 徳島はぐくみプラン（後期計画）」を策定（3月） □「第2期 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定（3月） | |

徳島はぐくみ子育て憲章

～子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島をめざして～

子どもたちの笑顔があふれ、一人ひとりがいきいきと輝いている。子どもたちを見守る親や周りの人々にも、子育ての喜びや楽しさが満ちあふれている。

このような徳島をめざして、私たちは共に行動することを決意し、この憲章を定めます。

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく「かけがえのない宝物」です。

子育ては、子どもだけでなく親自身を育て、地域を明るく元気にします。

私たちは一人ひとりの子どもの個性を尊重するとともに、すべての子どもに対して愛情を込め、社会全体で育てていきます。

徳島の未来を創る子どもたちとの「みんなではぐくみ・4つの約束」

●はぐくむ●

子どもたちが、何事にも前向きにチャレンジする心をもって、いきいきと、のびのびと成長できるよう、家庭・地域・職場で、県民・事業者・行政が一体となって、子どもたちを育てていく環境をしっかりと整えていきます。

●ふれあう●

子どもたちと、私たち大人が、共に喜び楽しむことができるよう、子どもたちとしっかりと向き合い、共に過ごし、ふれあう時間を大切にしています。

●まもる●

子どもたちが、安心して学び・遊び・暮らせるよう、子どもたちの心と、体と、生活をしっかりと守っていきます。

●すすめる●

子どもたちが、健やかに成長できる徳島の実現に向けて、県は子育て支援のための施策をしっかりと進めていきます。

子育て支援のための「みんなではぐくみ・4つの目標」

- ☐ 共に過ごす時間をつくり、家庭で子どもとしっかりと向き合い、毎日の子育てを楽しもう。
- ☐ 草の根パワーを活かして、地域で子育てを応援しよう。
- ☐ 仕事と子育てが両立するよう、働き方を見直し、協力し合える職場づくりを進めよう。
- ☐ まちのみんなで力を合わせ、子どもの生命と心を守り、育てよう。

子育て支援のための「みんなではぐくみ・23の行動」

- と** 共に過ごす時間をつくり、家庭で子どもとしっかり向き合い、毎日の子育てを楽しもう。
- ・心も時間もゆとりを持てるよう、子育てを一人が背負い込まず、家族みんなで協力しよう。
 - ・スキンシップや語りかけで、子どもの気持ちをしっかり受け止め、コミュニケーションを図ろう。
 - ・子どもと一緒に食卓を囲み、楽しく団らんしよう。
 - ・赤ちゃんの動きをとともに感じられる妊娠期は貴重な時間だからこそ大切にし、子どもへの語りかけを楽しもう。
 - ・子育ての勉強会やサークルに参加し、日々の子育てに役立てよう。
 - ・生活のリズムを整えるとともに、お手伝いなどを通して子どもの生活体験を広げ、自立の心を育もう。
- く** 草の根パワーを活かして、地域で子育てを応援しよう。
- ・子育てに悩む家庭があれば、地域のみんなの子育て経験を活かして、一緒に考え支援しよう。
 - ・妊娠中や子ども連れの人でも安心して利用できる施設を整え、子育てにやさしいまちづくりに努めよう。
 - ・妊娠中や子ども連れの人に席を譲るなど、温かく見守ろう。
 - ・青少年やこれから親となる人たちが、子どもとふれあい、かわいらしさが実感できる機会と場所を増やそう。
 - ・若い男女が働き、家庭を築けるよう、就業や出会いの場づくりを協力して進めよう。
 - ・子育てを支援する団体や企業の活動を積極的に応援しよう。
 - ・まだまだ進んでいない男性の子育てに、みんなが理解を示し、協力しよう。
- し** 仕事と子育てが両立するよう、働き方を見直し、協力し合える職場づくりを進めよう。
- ・仕事を効率的に進めて残業を少なくし、家庭で子どもと共に過ごせる時間を増やそう。
 - ・短時間勤務制度の導入などにより、子育てしながら仕事を続けられる環境をつくろう。
 - ・すべての働く人たちが、育児休業や子育てのための連続休暇を取りやすい職場づくりに努めよう。
 - ・子育てで職場を休んだり、離れたたりした人が、職場の経験を活かし、復帰できる環境をつくろう。
- ま** まちのみんなで力を合わせ、子どもの生命と心を守り、育てよう。
- ・地域のみんناで子どもの安全に絶えず気配りしよう。
 - ・子どもが危険な遊びやいけないことをしている時は、気づいた大人が注意しよう。
 - ・たばこの煙や乱暴な運転など、子どもに迷惑な行為をやめよう。
 - ・人の悲しみや痛みのわかるやさしい心を育て、いじめをなくそう。
 - ・障がいのある子どもへの理解を深め、子どもやその親を支援しよう。
 - ・虐待に気づいたら、通報し、地域で支えよう。

徳島県子どものはぐくみ条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 はぐくみ憲章及び実施計画（第十一条・第十二条）

第三章 子どものはぐくみに関する基本的施策（第十三条—第二十三条）

第四章 子どものはぐくみに関する気運の醸成（第二十四条・第二十五条）

附則

子どもは、私たちの生命を受け継ぐかけがえのない宝物であり、未来への希望である。誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じられることや、全ての子どもが等しく健やかに成長することは、私たちの願いである。

この願いの実現に向け、私たちは共に手を取り合い、歩んでいかなければならない。

まずは、子どもを生き生きと、かつ、伸び伸びと育む環境づくりを進めるとともに、子どもとしっかり向き合い、共に過ごし、そして触れ合う時間を大切にしていく。

それから、子どもが安心して学び、遊び、そして暮らせるよう、その心身と生活を守るとともに、子どもと子育て家庭を支える地域社会づくりを進めていく。

また、子育てを楽しみながら自らも成長しようとする男性を応援し、家族の絆を深めることや、子どもや若者にも子育ての喜びを伝え、結婚や出産への気運を高めることも忘れてはならない。

ここに、私たちは、子どもと子育て家庭を取り巻く社会の状況にしっかりと対応するとともに、将来にわたって次代の社会を担う子ども及び子育てを担う者を育てていくため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに子育て支援団体の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どものはぐくみを総合的かつ計画的に推進し、もって子どもを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。
- 二 子どものはぐくみ 子どもの人権の擁護、子育て支援、少子化対策その他の子ども及び子育てに関する課題に対処しながら次代の社会を担う子ども及び子育てを担う者を育むことをいう。
- 三 子育て支援団体 子育て支援の取組を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 子どものはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもの権利を尊重するとともに、その最善の利益を考慮すること。
- 二 父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が、子育てにおいて第一義的責任を有すること。
- 三 県並びに県民、事業者、子育て支援団体及び市町村その他の関係機関等（以下「県民等」という。）が、相互に連携を図りながら社会全体で取り組むこと。
- 四 結婚及び出産に関する個人の意思及び多様な価値観を尊重すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する子どものはぐくみについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どものはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第五条 県は、子どものはぐくみに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携を図りながら協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、積極的に子どものはぐくみに取り組むものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、その雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第八条 子育て支援団体は、基本理念にのっとり、その取組の充実に努めるとともに、その活動を通じ、子育て家庭と地域社会とをつなぐ役割を果たすものとする。

(推進体制の整備)

第九条 県は、県及び県民等が連携して子どものはぐくみを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、子どものはぐくみに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 はぐくみ憲章及び実施計画

(はぐくみ憲章)

第十一条 知事は、子どものはぐくみに関する県民、事業者及び子育て支援団体の日常の行動の指針として、子どものはぐくみに関する憲章（以下「はぐくみ憲章」という。）を定めるものとする。

2 知事は、はぐくみ憲章を定めるに当たっては、県民、事業者及び子育て支援団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は、はぐくみ憲章の変更について準用する。

(実施計画)

第十二条 知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どものはぐくみに関する施策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする子どものはぐくみに関する施策の内容及びその実施時期

3 知事は、実施計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第三章 子どものはぐくみに関する基本的施策

(子育て家庭を支える地域社会の形成)

第十三条 県は、子育て家庭を支える地域社会の形成に資するため、子育て支援の拠点の整備及び子育て支援団体の取組を支援するとともに、子育て支援に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の経済的負担の軽減等)

第十四条 県は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、教育等に係る費用の負担の軽減その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、母子家庭、父子家庭等の生活の安定及び向上を図るため、その経済的自立に向けた支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良質かつ適切な教育及び保育の確保等)

第十五条 県は、就学前の子どもに対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う良質かつ適切な教育及び保育が行われるよう、子ども及び子育て家庭の状況並びに市町村の実情に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、子育て家庭の多様な保育に対する需要に対応するため、時間外保育（保育所その他の場所において、休日、夜間等保育を通常行わない日又は時間において保育を行うことをいう。）、病児保育（保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難である乳幼児又は小学校に就学している子どもであって、疾病にかかっているものについて、保育所、病院その他の施設において保育を行うことをいう。）、一時預かり（家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うことをいう。）及び放課後における小学校に就学している子どもの健全育成に関する活動の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、子ども一人一人に行き届いたきめ細やかな学校教育の実現を目指し、少人数による学級編制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育てとの両立の推進)

第十六条 県は、保護者の仕事と子育てとの両立が図られるよう、次に掲げる事項について県民及び事業者の理解を深めるための啓発を推進するものとする。

一 子どもを育てている女性が働き続けることのできる雇用環境の整備

二 男性が積極的に育児に参加することの意義

三 男女を問わず育児休業をすることができる職場環境の形成

四 子どもの看護のための休暇、子育ての時期における短時間の勤務その他の柔軟な働き方

(母子の保健及び医療に係る体制の充実等)

第十七条 県は、母子の保健及び医療に係る体制を充実するため、市町村が実施する妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供に対する支援を行うとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を推進するものとする。

2 県は、子どもを生むことを希望する者であって不妊症又は不育症であるものに対し、相談その他の支援を行うものとする。

(食育の推進及び野菜の摂取)

第十八条 県は、子どもが食を通じ、生涯にわたって健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を推進するものとする。

2 前項の規定による食育の推進に当たっては、子どもが野菜の摂取の重要性を学び、かつ、その摂取量の増加に資するよう配慮するものとする。

(子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発)

第十九条 県は、子どもの人権の擁護に資するため、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発を推進するものとする。

2 前項の規定による啓発の推進に当たっては、子ども自身が尊重されていると実感することを通じ、他者を尊重する心が醸成されるよう配慮するものとする。

(子どもの人権侵害の未然の防止等)

第二十条 県は、虐待、いじめその他の子どもの人権侵害を未然に防止し、又は早期に発見し、かつ、これに速やかに対応するため、市町村その他の関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(障がい等の早期の発見等のための支援)

第二十一条 県は、子どもの障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいをいう。)及び難病(以下「障がい等」という。)の早期の発見並びに障がい等を有する子ども及びその保護者の悩み及び不安の解消に資するため、障がい等に関する専門的な相談、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(子育てに配慮した生活環境の整備)

第二十二条 県は、子ども及び保護者が安心して生活を送ることができるよう、良好な居住環境の確保の支援、歩行者の安全に配慮した道路環境の整備その他の子育てに配慮した生活環境の整備を推進するものとする。

(次代の子育てを担う者の育成)

第二十三条 県は、次代の子育てを担う者の育成を促進するため、子ども及び若者が子育ての喜びを知ることができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、若者が経済的に困窮していることを理由に結婚及び子どもを生むことを断念することのない社会を目指し、若者の経済的自立の支援を推進するものとする。

3 県は、結婚を望む男女に対し、出会いの場の情報の提供その他の支援を行うものとする。

第四章 子どものはぐくみに関する気運の醸成

(表彰)

第二十四条 知事は、子どものはぐくみに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(若者交流の日)

第二十五条 県は、若者の結婚及び出産への気運並びに若者が地域における様々な活動に参加することを社会全体で支援する気運を醸成するため、若者交流の日を設ける。

2 若者交流の日は、毎月第一金曜日とする。

3 県は、若者交流の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている子どものはぐくみに関する県の憲章であって、県民、事業者及び子育て支援団体の日常の行動の指針を定めたものは、第十一条第一項の規定により定められたはぐくみ憲章とみなす。

3 この条例の施行の際現に定められている子どものはぐくみに関する県の計画であって、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第九条第一項の規定に基づくものは、第十二条第一項の規定により定められた実施計画とみなす。